

京柔整会報

機関誌 160号



会長就任のご挨拶

会長(4期目)に就任して
一四維(礼・義・廉・恥)が無ければ組織滅びる一

会長 長尾 淳彦

定時総会

令和3年度定時総会

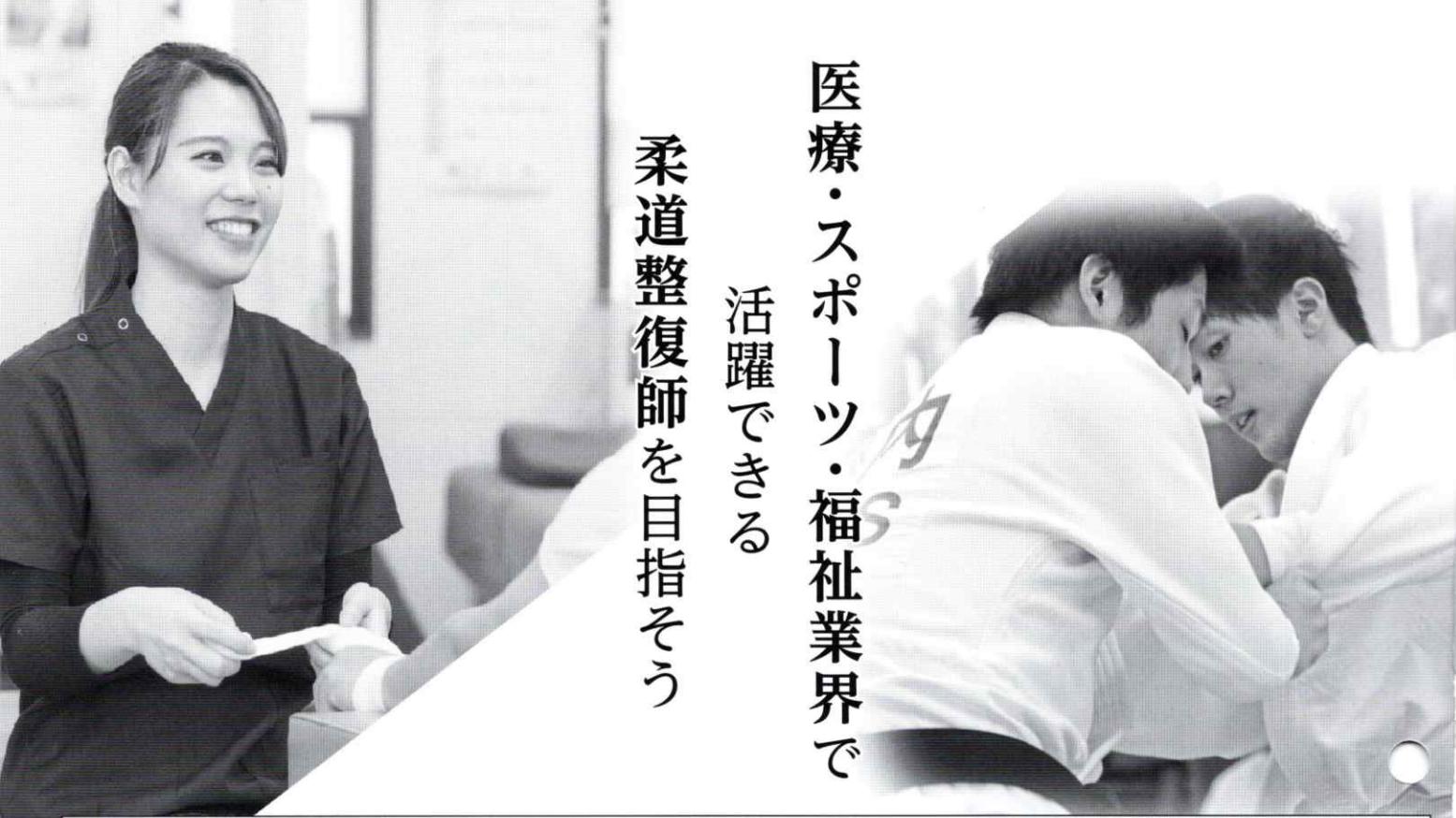
特別投稿

「高齢化社会」を迎えて(その2)－「終活」の具体的進め方一
本会顧問 弁護士 薦田 純一

公益社団法人 京都府柔道整復師会

令和 3年 7月 20日





柔道整復師を目指そう

活躍できる

医療・スポーツ・福祉業界で

柔道整復科 3年制

I部【昼間】午前集中コース
午後集中コース

目指す資格 柔道整復師（国家資格）

柔道整復師は骨折、脱臼、ねんざなどのケガの施術を行える数少ない資格です。また、資格取得後は接骨院などを独立開業できることも大きな魅力です。本校では、授業+aでスポーツの知識を身に付けることができる、多職種連携授業を行っております。卒業後はスポーツ現場で働くことも可能です。

業界で活躍する
柔道整復科の卒業生

1,249名

2007年度～2020年度卒業生実績

開校以来、毎年多くの卒業生を輩出!
整骨院や整形外科、福祉施設など
様々な分野で活躍しています。



京都医健
スポーツ現場力
アカデミー **KISA**



京都で唯一!

京都府
柔道整復師協会
主催の

保険講習会
を学内で開催!



医療に+aで美容が学べる

トータルビューティー科の先生から直接美容について学ぶことができ、フェイシャルエステの資格取得も目指すことができます。



滋慶学園 総長杯 柔道大会

11連覇達成



鍼灸科 午前集中コース
午後集中コース
I部【昼間】
3年制

理学療法科
I部【昼間】
II部【夜間】
4年制

作業療法科
I部【昼間】
4年制

視能訓練科
I部【昼間】
3年制

スポーツ科学科
2年制

**スポーツマネジメント
テクノロジー科**
4年制
(2022年4月設置予定)

トータルビューティー科
2年制

言語聴覚科
I部【昼間】
※大卒者対象
2年制

社会福祉科
II部【夜間】
※大卒者等対象
1年制

精神保健福祉科
II部【夜間】
※大卒者等対象
1年制

医健KEN 京都医健専門学校

0120-448-808

〒604-8203 京都市中京区衣棚町51-2

ケータイ
からも
OK!

Eメール info@kyoto-iken.ac.jp

京都医健 で検索

HPはコチラから



目 次

◆ 会長就任のご挨拶	新会長 長尾淳彦	2
◆ 副会長就任のご挨拶	副会長 林 啓史	4
◆ 副会長就任のご挨拶	副会長 中田康人	5
◆ 就任のご挨拶		
・保険部	理事 中村英弘	6
・経理部	理事 谷山和浩	7
・広報部	理事 中川稔貴	8
・学術部・保険部	理事 今井雅浩	9
・学術部・広報部	理事 中村賢治	10
・事業部・総務部	理事 兼田旭紘	11
・監事	薦田純一	12
・監事	細川義昭	13
※ 令和3年定期総会		14
※ 役員・役職表		16
◆ 特集 「SDGsについて（持続可能な開発目標）」		17
※ 各部投稿		
・学術部 【日頃よく目にする疾患と徒手検査法いろいろ】	学術部 中森稔博	23
※ 特別投稿 「高齢化社会」を迎えて（その2）－「就活」の具体的進め方－	本会顧問 弁護士 薦田純一	25
◆ 会員の動静		28
◆ 掲示板コーナー		28
◆ 編集後記		29

表紙の写真

伏見桃山城

伏見城（伏見桃山城）は、豊臣秀吉が朝鮮出兵開始後の1592年（文禄元年）に建築したものです。しかし、完成直後に慶長伏見地震によって倒壊し、木幡山に場所を変えて再建されましたが関ヶ原の戦いの際、大半が焼失しました。その後、徳川家康によって再建されましたが元和5年（1619年）には廃城となりました。現存する天守閣は、遊園地「伏見桃山城キャッスルランド」として建造されたものが、同園閉園後に京都市に贈与されて残っているのですが耐震強度を満たしていないため、内部を見学することはできません。
Wikipedia～

会長（4期目）に就任して —四維（礼・義・廉・恥）が無ければ組織滅びる—



新会長 長尾 淳彦

令和3年6月6日、選挙総会において理事（会長候補）に立候補し信任していただき、会長（4期目）に就任いたしました。7年前（2014）、突然の会長代理としての船出。改選の6年前（2015）、第12代目の会長として当選して新たな執行部が出発しました。当初は、がむしゃらに会の健全な運営の見える化を目指し、会員と患者である府民の皆様目線で会の執務を行ってきました。無駄な出費をどれだけ削ぎ落とすかと将来のリスクを未然に防ぐという意味で、築後35年以上経った東山の旧会館を売却して壬生の手狭な事務所に移転しました。無駄な経費を抑え周到に次の本拠地探しを行いました。2019年12月に本会創立97年社団設立65周年記念式典を300名の来賓、会員らの出席のもと挙行出来ました。2020年1月スポーツのメッカである西京極に4階建ての新会館をオープンさせました。翌月の2月から新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、パンデミック状態が未だ終息していません。新会館の着工が数か月遅れていたら建築資材の品薄と高騰、建築作業の大幅な遅れが発生して今も完成していなかったと思います。

4期目の執行部は3名の新たな理事、監事が誕生し、外部監事も顧問の薦田純一弁護士が新たに着任いただき、マンネリ化せず地域に根差した接骨院や介護施設などで働く柔道整復師の質の向上、地位の向上のために執行部、事務局メンバー皆で汗をかく所存です。

4期目の会長就任にあたり私が心することは管子の「四維」であります。3期（6年間）もしていると「慢心」「驕り」など自分では気づかない振る舞いが出るもので、決済事で最後の決断をするのが会長職ではあるが、権限が集中すると組織内の闇達な議論が阻害され様々な忖度が行われ公平・公正な結果とならないことがあります。

「国に四維あり。一維絶ゆれば則ち傾き、二維絶ゆれば則ち危うく、三維絶ゆれば則ち覆り、四維絶ゆれば則ち滅ぶ」「何をか四維と謂う。一に曰く礼、二に曰く義、三に曰く廉、四に曰く恥」（管子：牧民篇）

「礼」は秩序を形成する最大の要素です。組織が恙なく維持されるためには「礼」がしっかりとしていかなければなりません。無礼、非礼とならないように注意すべきです。柔道整復師の名にある柔道の基本精神は「礼に始まり礼に終わる」といわれるよう心に敬意を抱き行動として表すようにしなければなりません。

「義」は何のための組織か？何のために組織があるのか？という道義が明確でなければなりません。人のふみ行う正しい道。これを「義」といいます。柔道整復で世のために何を行うか？何ができるか？を常に考えていきます。

「廉」は欲が無いということです。贅沢な華美はいけません。心清らかで私利私欲が無いこと。潔く清く正しいこと。組織も人も常にシンプルで簡素でなくてはなりません。

「恥」は「己を行うて恥あり」と孔子がいうように「私はまだまだ未熟で恥ずかしい限りです」と自己研鑽と自己反省を常に自分の心の中に持っているということです。

節目ごとに「慢心」や「驕り」が無かったかを検証することも大切なことです。

結びに、会員の皆様には柔道整復師が地域からの信頼を更に深めるためにも日本柔道整復師会の推し進めている事業や指針にご理解ご協力をお願い致します。

京都府をはじめ本会関係各位の皆様方におかれましても本会事業に対しましてのご理解ご協力をお願い申し上げまして、新しいスタートの執行部代表としての挨拶といたします。

副会長 就任の挨拶



副会長
林 啓 史

令和3年6月6日開催の定時総会で役員選任が行なわれました。2年前と同様に候補者が定数内となったので、全候補者は投票ではなく総会の信任決議を経て役員に選任されました。私も過半数以上の信任を受けて理事に選任されました。ひとえに会員の諸先生方のご理解とご支援のお陰と衷心より感謝しております。

今年度の総会はコロナ禍で異例づくしの開催となりました。各議案は前もって提出された代理人選任届を兼ねた議決権行使書による書面表決によって議決され、全て可決、承認されました。一方、総会後に開かれた臨時理事会では、新任理事全員出席の下で所定の議案が採決され、長尾淳彦理事が満場一致で会長に選定されました。引き続いて2名の副会長も選定され、私は筆頭副会長に就任することになりました。これまで私の職務遂行にお力添えをいただいた前役員の先生方に厚くお礼を申し上げます。これからも今期各役職に就かれた先生方と協調して議論を重ね、会の運営にあたりたいと決意しております。

同じくして理事全員の執行役員としての役職が決まりました。私は会長の業務を補完するという包括的な職務と、執行部組織の経理部、保険部、学術部を担当し、主に俯瞰的な立場で副会長としての職責を果たしていくことになります。

経理部は2期目であります。財務は組織における基盤的業務であり、財産の管理と保管ならびに収支を掌ります。会費が正しく使われているかどうか、言い換えれば、事業計画と予算に対して適正、合理的に事業展開が行なわれているかどうかを根拠に基づき明らかにする責務があり、真実性

と正確性が厳格に求められます。組織内監査と所轄官庁による監査もあり業務的に専門性が高く、顧問税理士に少なからず依存しておりますが、再任された谷山和浩経理部長も長年同業務に携わってきたベテランであり、適正な業務が遂行されると安心しております。公益社団組織を管轄する国、自治体が制定する法律、規則、指針等に準拠して執行される指導監督規制をよく熟知すると共に、算出される数字を会計学的にも読み取り、会運営を図っていくことが経理部としての職分であると認識しております。

保険部につきましては、長く保険部のトップとして責務を果たしてきたこともあり、基本的な知識、経験はあると自負しております。この経験を生かし、役立てていくことが責務であると心得ております。これまで保険部長として実績を上げ、会員から頼りにされてきた中村英弘理事が保険部長に再任されたことは、当然の人事であります。会員の先生方にとりまして、保険部の動向は特に関心があり、非常に敏感で厳しい反応をされます。それは施術所の経営や生活に影響することが多いからです。しかし保険部は指導監督的な立ち位置からではなく、会員の目線で考え、真摯に会員の声に耳をかたむけて事情を理解するなど、現実的な対応をしていくことに心がけなければならないと考えます。日頃、皆様とも忌憚なく丁々発止して考え方を汲み取り、謙虚さをもって説明をつくして理解を得ていく姿勢で臨みたいと決意しております。学術部につきましては、総務、保険部の副部長として活躍されました理事2期目の今井雅浩理事が部長に就任され、副部長には中村賢治理事が就任されました。学術部にとって新進気鋭の二人が幹部となり早速何かやってくれるものと期待しております。私は学術部にも長年に渡り携わり、部長職も歴任して十分な経験をもっております。しかし過去の経験値にこだわらず、謙虚さを忘れずに学術部の皆様が抱いている企画ができるだけ実現できるようサポートしながら、会員の皆様のニーズにも応えてまいります。

保険関連に限らず、多くの情報を皆様と共有することが重要で、「情報の非対称性」は執行部と会員間で分離感を醸成し予想外のリスクを孕みます。この点を認識して執行部はコミュニケーションを充分に取ることを怠ってはなりません。

本来ならば西京極運動公園に隣接する威風堂々たる会館に、いつも会員が集い何か催されている情景があるはずでした。電話、書類、メール、ビデオ、SNS等をふんだんに利用しても対面には及びません。日整の「教育改革」「制度改革」がようやくスタートするときに新型コロナ禍によって停滞を余儀なくされ、無念の思いがひとしおです。自然災害時と同様、今は守るべきものを守り、やるべきことをやりながら、内外に山積している課題の解決策を考え抜き、備える時期であります。今後はワクチン接種が進んで社会情勢が回復てくるものと見込み、常態化している難題に挫けず、緊権(きんこん)一番挑むことを新執行部は改めてコミットメントいたします。

柔整界の歴史を振り返れば、等閑に付されて時機を逸した事柄が少なからずあり、長年役職に就いていた者としても忸怩(じくじ)たる思いでいます。「反省は後悔することではない 新しい方法への転換である。」の格言を胸に刻みながら、勇気をもって振り返り、具体的に反省しなければなりません。

柔道整復師の資質向上に寄与する日整「匠の技 伝承プロジェクト」が、長尾会長が日整学術教育部長として主導されていることに誇りを感じ、順調な進捗に喜んでいます。

最後に、SDGsの目標立案に使われた「バックキャスティング」[※]を柔整界が理想とする将来の実現のために応用することを提唱しながら、諸先生方の業務の安定と発展に寄与するために精励することを約束し、就任のご挨拶といたします。

※バックキャスティング：変化を生み出していこうとするとき、現状からどんな改善ができるかを考えて、改善策をつみあげていくような考え方をフォアキャスティング(forecasting)。それに対して未来の姿から逆算して現在の施策を考える発想。

副会長 就任の挨拶



副会長
中田 康人

盛夏の候、会員の先生方、ならびに関係各位におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から公益社団法人京都府柔道整復師会の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

令和3年6月6日開催の本会定時総会におきまして理事に選任され、同日の臨時理事会で長尾淳彦会長から8期目の総務部長を拝命いたしました宇治支部の中田康人でございます。また、このたび柴田宗宣副会長のご勇退に伴い、副会長にご指名を受けました。このことは身に余る重責ではございますが、誠心誠意尽力して参りますので今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、副会長の職務は「会長を補佐すること」、総務部につきましては定款施行細則記載のとおり、「庶務、人事及び柔道の普及推進、他の部に属さない業務に関する事」でございますので今期も実直に作業を進めてまいります。

先般、本会の役員選任委員会からお届けいたしました立候補者広報において所信を述べさせていただきましたが、期の初頭に身を引き締める意味も込めまして再度表明させていただきたいと存じます。

1. 永年に亘り総務部長として本会の事業運営に携わってきた実績と経験を活かして今期も本会の発展のため責務に当たります。
2. このコロナ禍をはじめ、柔道整復師が直面している数々の課題に対し、決して諦めることなく執行部役員の一人として戦い続けます。
3. この任期中に様々な対外的、及び対内的作業を事務局主導で滞りなく行えるよう、また今後の会務が円滑に行なうことができるよう協議を重ね、後進に引き継ぎます。

これから2年間、微力ではございますが、会員の先生方、ならびに関係各位の更なるご支援、ご協力を賜りながら、そしてこの所信を胸に刻み職責を全うしたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

理事ご挨拶

保 険 部



保険部担当
理事 中村 英 弘

この度、定時総会におきまして会員の先生方に信任していただき、引き続き理事を務めさせていただくことになりました。誠にありがとうございます。

今期も保険部長として2年間仕事をさせていただくにあたり、ますます研鑽を積んでいかなければと思っております。

昨年より、全世界に新型コロナウイルスによる感染症が流行し、世界中の経済をはじめ様々なところに影響が出ております。私たちの業界は営業自粛を要請される業種ではありませんが、その影響を受けていることは間違いないありません。患者さんが感染予防のために外出を自粛し通院を控えたり、患者さんの職種によっては収入減により通院日数が減ったりしております。それに加え業界の過当競争、保険者による頻回で濃厚な患者調査による患者離れの加速が原因で私たちの減収にもつながっております。

患者調査に対しては、行き過ぎた内容のもの、患者さんが回答するにあたり煩雑で記入が難しいもの、部位数や期間に関係なく頻回に照会されるものに対しては、厚生労働省に是正指導してもらえるように報告をしたり、その保険者に対してクレームを入れることも積極的にしていかなければなりません。そうすることにより、京都府柔道整復師会の会員の先生方やご家族の生活を守り、また患者さんの健康と施術を受けることができる権利を守ることにつながると思っています。

今後、ますます日本は高齢化社会となり、高齢者がさらに増えています。

その中で柔道整復師としての関わりだけではなく、介護の分野でも活躍することを考えていきたいと思います。柔道整復の実務経験5年で介護支援専門員の受験資格が得られ、合格をすればケアマネジャーとして、要介護者などのケアプランを作成することができます。本会は、指定居宅介護支援事業所も運営しておりますので、そこに所属をしてケアマネジャーとして昼休みなどの時間を利用し活動する先生方もおられます。

このように京都府柔道整復師会の会員であることのメリットを利用し安心して日々の施術を行っていただけるよう、また、豊かな生活が送れるよう最大限のアドバイスと努力をしていきたいと思っております。

これからも、会員の先生方と同じ目線で問題に取り組み、解決をしていきたく思っておりますので、更なるご理解とご協力をお願いします。

理事ご挨拶

経理部



経理部担当
理事 谷山和浩

この度の定時総会で理事に信任されました
谷山です。

早いもので経理部長の就任から6年が経過し、この間、多くの経験をさせていただきました。

会員の皆様には日頃より経理部の取り組みにご尽力くださいまして、大変感謝しております。

昨年度は新しい会館も出来上がり、長尾淳彦会長の元、京都府柔道整復師会も新しい一步を踏み出しています。柔道整復師が一致団結し、知識、技術を向上させ、同じ理念で一丸となって、京都府柔道整復師会が躍進するよう盛り上

げていきたいと思っております。

大きな目玉の一つである賃貸併用の会館は、コロナ前に完成し安定した収入を得られており全国の柔道整復師会の先駆となり、注目を集めています。

ランニングコストと収益性の両面から、無理のない計画でバランスの取れた方法で会館運営できるよう、取り組んでいきたいと思います。

世界中で猛威を振るい、終息が見えないコロナ禍で、京都府柔道整復師会においても大幅な収入の減少となっていますが、安定した運営が行なえるよう、収支がどのように変化しているか、理事会の収支報告の中で今後も報告し、出来るだけわかりやすい資料作りと数字の見える化を継続して取り組んでまいります。

コロナ禍でも、京都府柔道整復師会の器があるからこそ、補助金を活用したIT化の推進や超音波画像装置の購入、ライブ配信の実施など会だからこそできることに取り組んでまいりました。

これから明るい未来を見据え、今まで通り、長尾会長を支えられるよう力の限り尽くす決意であります。

役員、部員、会員の皆様方のご支援をいただいて責務を全うしたいと存じますので、何卒ご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

広 報 部



広報部担当
理事 中川 稔貴

この度は令和3年度定時総会にて理事に信任して頂きました。会員の皆様、ありがとうございました。長尾淳彦会長から広報部長を仰せつかり、4期8年 広報部長の経験をもとに気持ち新たに職務を全うして行く所存でございます。

前期の理事就任中は「本会ホームページの管理と更新作業」、「京柔整会報誌の発刊」、「各種事業の取材」、「本会ピッゲバナーの企画デザインと作成」、「本会リーフレットの企画デザインと作成」等、広報部員はもとより会員の皆様のお力をお借りして広報部活動ができました。ありがとうございます。

昨年、念願でありました京都府柔道整復師会新会館が建築され一安心していた中、新型コロナウィルス（COVID-19）による感染が日本中に広がり7月現在もまだ安心できる世が戻って

こない状況です。去年は京都府柔道整復師会では新型コロナウィルス感染症対策として、長尾淳彦会長を先頭に会員の接骨院経営を守る対策を検討し、感染予防対策をしてまいりました。新型コロナウィルス感染症が終息し、安寧な世の中に戻るには、まだまだ時間が掛かるかと思いますが、皆様と寄り添って未曾有の事態を乗り越えて行きたいと思います。

さて、今期の行動としまして引き続き会員以外の柔道整復師との区別化を示していくたいと思います。

「柔道整復師の認知度アップ」→本会会員を府民に知ってもらう活動

「柔道整復師のレベルアップ」→本会会員へ学びの場の提供

「柔道整復師の安定した収入」→本会会員へ情報の提供

生業としての柔道整復師を公益社団法人京都府柔道整復師会会員として、引き続き健やかに患者さんと向き合える環境作りのお手伝いと、会員とご家族の皆様の安心と安全のご協力をさせて頂きたいと思います。本会会務30年間と6年間の理事経験で感じました事を、次の2年に活かして業務に邁進していく所存であります。

広報部といたしましては、新たに中村賢治理事を副部長として迎え広報部一丸、SNSの運用等を充実して事業を全うして行きたいと思います。何卒、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、理事就任のご挨拶とさせていただきます。

学術部・保険部



学術部長・保険副部長
理事 今井 雅浩

令和3年定時総会におきまして理事に信任いただき誠にありがとうございました。

この2年、総務部、保険部担当理事として会務に就いて参りました。柔整師の急増、保険取扱い事務の煩雑化、支給基準の厳格化の傾向が続き、患者への施術以外の膨大な事務仕事と患者数の減少で疲弊している業界の実情があります。そこにコロナ禍で、先の見えない不安と経営状況の悪化で追い打ちをかけられた感じです。

今までの日常は一変しました。ワクチン接種が開始され、普及に期待していますが、まだまだ根絶には時間がかかりそうです。ウィズコロナ、ポストコロナの時代に、会員の先生方が本来の仕事である施術に注力できる体制づくりが急務と考えております。

今回、長尾淳彦会長より学術部、保険部担当の命を押し、学会や講習会のあり方、開催方法

等をこの時代に即したものにしていくのが第一の使命と感じています。そして根本的な考え方として、従来の柔道整復術に関するものから柔道整復業に関するもの全般へと対象を転換すべき時が来たと捉えております。

日整で長尾会長を中心となり取り組まれている「匠の技 伝承プロジェクト」は日本伝統医療継承事業による骨折、脱臼の徒手整復・固定、後療及び超音波観察装置（エコー）実技研修を各地域で行い、確かな知識と技術を継承し後世に伝承できる柔道整復師の育成を目指しています。5～6年前には学術部でも邪魔者扱いされていたエコーが今や救世主的存在です。20年以上前から超音波観察の研究を地道に続けて来られた先生方には本当に頭が下がります。同様に日々の施術所経営の中で先生方がされている、今後の柔整師に役に立つ様々な取り組みに焦点を当て、1人の努力が千倍、万倍になり業界全体の発展に繋がればよいと思います。

本会は柔道整復師という資格を持つ同業者の集まりです。隣にいる先生は皆ライバルかもしれません、最大の理解者であり仲間だと気付くことが大事です。負担になることは分かち合い、力は結集させる割り算と掛け算です。コロナで激変した環境をチャンスと捉え、会員の血となり肉となる活動をすることで会員数の増加、柔道整復師の組織率向上をはかり、公益社団法人としての発展を期待して会務を推進していく所存です。

どうか皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

学術部・広報部



学術部担当
理事 中村 賢治

令和3年定時総会におきまして、皆様からのご信任をいただきましたこと誠にありがとうございました。同日の理事会にて長尾淳彦会長から学術部副部長並びに広報部副部長に任命されました。京都府民並びに会員の皆様とともに歩んできた公益社団法人の役職に就くことを大変光栄に思うと同時に重責を痛感し身の引き締まる思いです。

時代は新型コロナウイルス感染症の影響が国際社会、経済、そして日常生活にまで及び、いまだ予断を許さない状況が続いております。京都府柔道整復師会では皆様の命と健康を守ることを最優先に日々の施術、正確迅速な情報の発信、生涯学習、業務拡大や地位の格上げにつながる事業を展開しています。その中には平成

29年から日整が主導、10年計画として立ち上がった「匠の技 伝承プロジェクト」があります。

「骨折・不全骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷」柔道整復治療の根幹の質の向上と継承を目的に長尾淳彦会長が日整学術教育部長としてこの事業を進めておられます。私は前期より京柔整学術部員として奔走してまいりました。

そして今年度、各都道府県柔道整復師会へ超音波観察装置が貸与され、zoomでの初心者研修も開始されました。いまさら聞けないようなことも丁寧に解説されています。柔道整復師の質の向上は患者のためのみならず我々の国家資格を守っていく上でも大変重要なことです。日整会員であればどなたでも参加可能ですので、まだ迷っておられる会員、参加したことがない会員も気兼ねなくご参加ください。かくいう私も1から勉強したいと思っています。

学術部として得意としておりますSNSなど情報発信は広報部で、「公益社団法人京都府柔道整復師会へ入会してよかった」と言ってもらえるよう失敗を恐れず役職員の一人として積極的かつ果敢に職責を果たして参ります。微力ではありますが、柔道整復師の社会的地位の向上、生活の安定化、なりたい魅力ある職業になるよう変革と挑戦を胸に、尽力してまいります。どうぞ皆様からのご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

理事ご挨拶

事業部・総務部



事業部担当
理事 兼 田 旭 紘

この度、定時総会にて理事として信任していただき会務をさせていただく事となりました。皆様、誠にありがとうございます。中京支部の兼田旭紘でございます。

今まで柔道部、事業部、総務部と経験させていただき、前期は総務部主任として、微力ながら中田康人総務部長を支えてきました。今期は事業部長、及び総務副部長を拝命いたしました。理事として、事業部長、総務副部長として、初めての経験で至らないところも多々ございますが、今まで部員時代に多くの諸先輩方から教えていただいたこと、学ばせていただいたことを活かし会務に尽力していく所存です。

事業部は各種イベントやスポーツ大会の救護活動を主に担当しておりますが、昨年より全国で猛威を振るっている新型コロナ感染症の影響により多くの市民活動や、スポーツイベントが軒並み中止となり本会の救護活動も激減しました。我々接骨院業としましても市民活動や、スポーツ活動が盛んでなければ活躍する機会も減り生活に不安も出てまいります。現在あらゆる競技団体や行政が手探りで市民活動の再開や、活動制限の解除を模索しており、感染予防を的確に行えば新型コロナ感染症の感染リスクを軽減させることができるとわかってきております。

また、各地でワクチン接種が盛んに行われており、オリンピック、パラリンピックも開催され、もう一息でスポーツ活動も通常通り新しい形で再開されていきます。我々が必要とされる日常が戻ってまいり、接骨院業界も活性化されます。約1年半我慢した分、スポーツイベントも数多く開催され事業部の救護活動の場も拡大すると思われます。

会員の皆様方にも柔道、バレーボール、陸上競技、など様々な救護活動、スポーツイベントに参加をお願いする事がありますが、その際はご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

就任の挨拶



監事 弁護士 薦田純一

先日の令和3年6月6日の「令和3年度定時総会」において、新しく始まる令和3年度の新役員の選出が行われ、無事新しい役員体制が発足しましたことお慶び申し上げます。当職も、昨年に引き続き総会の了承を得て監事に委嘱され、本年度も、謹んで監事の職務を全うする所存ですので、どうぞ宜しくお願い致します。

まだまだ不慣れなために会員の皆様方にご迷惑をお掛けすることもあるかと存じますが、引き続き京都府柔道整復師会の発展のために、重要な会議や行事への参加などを通して会員の先生方の業務や会務などについてよく理解する

ように努め、会員の先生方や関係各位の皆様との連携やご協力を頂きながら監事の役目を果たすとともに、その他に当職がお役に立てることがございましたらお手伝いもして参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

ところで、今なお新型コロナウイルス感染に対する「緊急事態宣言」後の「まん延防止等重点措置」(6/21～7/11)の期間中であり、京都だけではなく全世界的にこれまで経験したことが無いような機能麻痺状態が続いており、いまだに終息の目処も立たないような状況です。特にこのような感染症拡大傾向のなかで、政府関係者は、「オリンピック」や「パラリンピック」の開催をする方向で検討が進められています。その開催自体は開催国として大変喜ばしいことだと思いますが、開催による影響については、十二分の配慮や対策が必要ではないかと考えています。

本会会員の先生方やスタッフの方々も、いつもとは違う業務運営や対応、会務遂行に追われておられることと併察致しますが、会員の先生方や関係各位が一丸となり、一層の奮励と努力をもって、この苦難を乗り越えて行くことを祈念しております。

以上

就任の挨拶



監事 細川義昭

令和3年の定時総会に於いて、会員の皆様方から信任を頂き、監事を拝命する事になりました中京支部の細川義昭でございます。

2008年11月に本会に正会員として入会させて頂き、その間2015年からは中京支部長を務

めさせて頂いております。公益社団法人における監事の職務は、内閣府より細かに定めており、理事の職務の執行の監査をするために、各種の権限の付与や義務が課せられております。私のような監事のいろはもわからない若輩者にこの大役を仰せつかった事は、大変名誉と感じると共に重責を感じております。

世界は新型コロナウイルス感染症が蔓延し、経済活動に大きな打撃を与えております。我々の柔整業界でも、患者様の来院自粛により、経営に困窮されている治療所も数多くあります。

京都府柔道整復師会は少しでも会員施術所の利益向上に繋がるように、今後も様々な事業を展開し、事業を遂行されて行くと思います。監事として本会の運営が公正かつ適正な遂行であるかを見守り、微力ではございますが職務を果たしたい所存でございます。

今後とも皆様のご協力とご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

令和3年度 定時総会

令和3年6月6日(日)午後1時から京都府柔道整復師会館2階ホールにおいて令和3年度定時総会を開催しました。この度の定時総会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染防止の観点からすべての議案に関して議決権行使書、及び代理人選任届(委任状)による決議となりました。入館時に速乾式のアルコール手指消毒を行い、会員席は座席の間隔を十分に開けての開催となりました。

今定期総会は安本彰吾会員が司会を務めました。開会に際し、物故された坂地伊左臣会員(上京支部)に黙とうを捧げました。

柴田宗宣副会長が開会の辞を述べ、会長挨拶では長尾淳彦会長から2期連続のコロナ禍における総会開催になり、本会始まって以来の郵送投票になったことに対して、所感を述べられました。自身のコロナ感染についての経過について報告され、自身の体験をもとにコロナウイルスに感染した会員への必要な支援体制について、準備を進めていくことを述べされました。

続けて司会者から新入会員、小池真賢会員(乙訓支部)、田原駿佑会員(西京支部)、小嶋陽一会員(右京支部)が紹介され、学生会員70名の入会も併せて報告しました。

・公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰

公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰について、中田康人会員が受賞され、代理で長尾淳彦会長から表彰状が授与されました。

・原基金特別表彰

本会動画配信委員としてIT関連の実務に従事し、本会事業運営に貢献したとして、中村賢治会員に長尾会長から表彰状が授与されました。

・第74回京都接骨学会会員発表表彰

第74回京都接骨学会で発表された吉舎定良会員、三宅通彦会員、稻川大輔会員を表彰し、当日出席した吉舎会員、稻川会員に長尾会長から表彰状が授与されました。

定時総会を開催するにあたり、司会者から議長の選出について議場に諮ったところ、司会者一任の声があったため、司会者は議長に北支部柴田宗宣会員 副議長に右京支部中村英弘会員を候補に指名し、

令和3年度 公益社団法人京都府柔道整復師会 定時総会次第

司会 事業部長 安本 彰吾

黙 持

開会の辞 副会長 柴田宗宣

会長挨拶 会長 長尾淳彦

新入会員紹介

表 彰

公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰 中田康人会員

原基金特別表彰 中村賢治会員

第74回京都接骨学会会員発表表彰 吉舎定良会員

三宅通彦会員

稻川大輔会員

議長・副議長選出

議 事

第1号議案 (公社)京都府柔道整復師会役員選任 役員選任委員長岡本玄剛

第2号議案 令和2年度事業報告 総務副部長今井雅浩

第3号議案 令和2年度決算報告・監査報告 経理部長谷山和浩

監事 見原誠

第4号議案 日整代議員及び補欠代議員選出 総務部長中田康人

質 疑 応 答

閉会の辞 副会長 林啓史



公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰
中田康人会員



原基金特別表彰
中村賢治会員



第74回京都接骨学会会員発表表彰
吉舎定良会員（左） 稲川大輔会員（右）

議場から承認を得ました。

審議を進める前に柴田議長から議決権行使書提出数 250、代理人選任届（委任状）提出数 9 で合計 259 となり、正会員 315 名の過半数 158 を超え、本総会が有効に成立することを報告しました。

続けて、定時総会の議事録者について、宇治支部の中田康人会員を指名しました。

第 1 号議案 （公社）京都府柔道整復師会役員選任

岡本玄剛役員選任委員長からコロナ禍における選挙の経緯についての説明があり、役員選任について、本来であれば、総会において選任の決議を行うところを、コロナウイルス蔓延防止の観点から事前に議決権行使書によって選任する旨報告しました。

候補者毎に結果を報告し、すべての候補者について理事・監事に選任されたことを報告しました。

委嘱監事の選任について、本来であれば、新会長選出後、新会長が委嘱し、総会の承認を得て、選任をするところを、議決権行使書において、選任の採決を取り、承認多数にて、薦田純一監事を選任したことを報告しました。

選任された理事、監事に委員会から当選証書が授与され、当選者を代表して岡本委員長から長尾淳彦会員に当選証書が授与されました。

続けて、委嘱監事の薦田純一監事に長尾淳彦会長から委嘱状が手渡されました。

第 2 号議案 令和 2 年度事業報告

今井雅浩総務副部長から令和 2 年度に実施した事業について概要を説明し、事前の議決権行使書、及び代理人選任届（委任状）において多数の承認を得て、原案通り承認されました。

第 3 号議案 令和 2 年度決算報告・監査報告

谷山和浩経理部長から令和 2 年度の会計報告、見原誠監事から令和 2 年度の監査報告を行い、事前の議決権行使書、及び代理人選任届（委任状）において多数の承認を得て、原案通り承認されました。

第 4 号議案 日整代議員及び補欠代議員選出

中田康人総務部長から、日本柔道整復師会の代議員の立候補者、中村英弘会員（右京支部）、今井雅浩会員（中京支部）と補欠代議員立候補者、林 啓史会員（下京・南支部）、中田康人会員（宇治支部）を紹介し、事前の議決権行使書、及び代理人選任届（委任状）において多数の信任を得て、原案通り信任しました。

すべての議事が終了し、議長から総会終了後に新役員による理事会を行い、新会長の信任を諮ることを報告し、議長、副議長は降壇しました。

司会者から議場に質問がないか諮りましたが特段の質問なく、午後2時、林 啓史副会長の閉会の辞をもって、令和3年度定時総会を終了しました。



総会会場風景



信任された新役員

令和3年度 役員・役職

役 職 ・ 部 署 ・ 氏 名			
会 長	長尾 淳彦（南丹）		
副 会 長	林 啓史（下京・南） 担当：保険部・経理部・学術部	中田 康人（宇治） 担当：総務部・事業部・広報部	
総 務 部	部長 中田 康人（宇治）	副部長 兼田 旭絃（中京）	
経 理 部	部長 谷山 和浩（上京）		
保 険 部	部長 中村 英弘（右京）	副部長 今井 雅浩（中京）	
学 術 部	部長 今井 雅浩（中京）	副部長 中村 賢治（下京・南）	
事 業 部	部長 兼田 旭絃（中京）		
広 報 部	部長 中川 稔貴（西京）	副部長 中村 賢治（下京・南）	
監 事	細川 義昭（中京）	外 部 薦田 純一（弁護士）	
指定居宅介護支援事業所	代表 長尾 淳彦（南丹）	担当理事 中村 英弘（右京）	
	担当 岡田 達也（東山・山科）	管理者 森田 加奈子	
京都市伏見地域 介護予防推進センター	代表 長尾 淳彦（南丹）	担当理事 中村 英弘（右京）	
	担当 岡田 達也（東山・山科）		

敬称略

「SDGsについて」 (持続可能な開発目標)

まえがき

昨今、「SDGs（持続可能な開発目標）」という言葉を目にすることが多くなりました。企業や団体が賛同して参画している記事や、SDGsマークを表記している広告などをよく見かけます。SDGsは本会や所属する柔道整復師にも参画できるようなことなのか、一般的な事項から調べてみることにしましょう。

I SDGs解説

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

SDGs（Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールとそれに基づく169のターゲット、232のグローバル指標から構成されています。

17のゴール

目標1 [貧困] 貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。

目標2 [飢餓] 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料、安全、保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

目標3 [保健] すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

目標4 [教育] 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

目標5 [ジェンダー] *ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント*を行う。

*ジェンダー：性別に関する社会的規範と性差を指す。

*エンパワーメント：個人や集団が自らの生活への統御感を獲得し、組織的、社会的、構造に外郭的な影響を与えるようになることである。能力開化、権限付与。

目標6 [水・衛生] 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

目標7 [エネルギー] エネルギーをみんなに、そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

目標8 [経済成長と雇用] 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。

目標10 [不平等] 人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する。

目標11 [持続可能な都市] 住み続けられる町づくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標12 [持続可能な消費と生産] つくる責任、つかう責任

持続可能な消費生産形態を確保する。

目標13 [気候変動] 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標14 [海洋資源] 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

目標 15 [陸上資源] 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

目標 16 [平和] 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

目標 17 [実施手段] パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



169 のターゲット、232 のグローバル指標の例

この目標の下位に位置するターゲット、グローバル指標をひとつだけ例示してみましょう。

目標 1 [貧困] 貧困をなくそう

ターゲット

1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。

グローバル指標

1.1.1 國際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション（都市／地方）別）

このように標記されています。詳しくは JAPAN SDGs Action Platform 外務省サイトなどをご参照下さい。

次に日本の目指す指針の状況を SDGs 実施指針（2016年12月決定）の PDF 資料より感染症対策を例にとってみてみましょう。下記のように目標とする事柄が掲載されています。

(感染症対策)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画の推進	「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づき、感染症危機時に様々な国際機関が連携し、迅速・効果的に対処できる仕組み（開発途上国感染症対策強化、国際感染症対応人材育成・派遣他）が構築された国際社会を目指す。	3.d	本計画に基づく施策毎の成果目標の達成状況	内閣官房他
薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの推進	WHOにおける薬剤耐性（AMR）に対する取組等を支援し国際的な政策を推進するとともに、官民の更なる協調により、特にアジア太平洋地域を中心とした国際保健協力を推進する。	3.3	本アクションプラン目標6に記載の評価指標の達成状況	内閣官房他
開発途上国の感染症対策に係る官民連携会議	日本の医療業界等と我が国政府が官民一体となり、様々な国際的な団体とともに、国際的な感染症対策に一層貢献し、併せて我が国の医療業界等の新たな市場開拓を目指す。	3.3 17.7	官民一体となった国際的な感染症対策への貢献と医療業界等の新たな市場開拓への検討状況	内閣官房他
感染症対策に資する研究開発の推進	第5期科学技術基本計画（平成28年1月）や「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月）」等に基づき、アジア・アフリカの海外研究拠点において、相手国機関と協力し、現地で蔓延する感染症の病原体に対する疫学研究、診	3.3 3.b	①感染症病原体の疫学研究、及び得られた病原体（インフルエンザ・デング熱・下痢症感染症・薬剤耐性菌等）の治療薬、迅速診断法	文部科学省

日本の SDGs 実施指針より

外務省サイトを見てみると日本の関係省庁、関連団体などが SDGs の達成に向けて目標を細分化して設定し、取り組んでいる様子が分かります。

世界および日本のSDGsの現況

次の表は2020年の世界のSDGs達成度ランキングです。これによると日本は17位（前年度15位）となっています。2017年では11位で下降してきています。ランキングは、SDGsが発効された2016年以降、毎年、世界各国の進捗をまとめた『サステナブル・ディベロップメント・レポート（持続可能な開発報告書）』の中で発表されています。今回の報告書は、SDGsに関する取り組みの進捗状況と新型コロナウイルスからの復興の2部構成となっています。

1位 スウェーデン	11位 ベルギー	21位 カナダ	157位 ニジェール
2位 デンマーク	12位 スロベニア	22位 スペイン	158位 コンゴ民主共和国
3位 フィンランド	13位 イギリス	・	159位 スーダン
4位 フランス	14位 アイルランド	・	160位 ナイジェリア
5位 ドイツ	15位 スイス	・	161位 マダガスカル
6位 ノルウェー	16位 ニュージーランド	31位 アメリカ	162位 リベリア
7位 オーストリア	17位 日本	・	163位 ソマリア
8位 チェコ共和国	18位 ベラルーシ	・	164位 チャド
9位 オランダ	19位 クロアチア	48位 中国	165位 南スーダン
10位 エストニア	20位 韓国	・	166位 中央アフリカ共和国

上位は北欧諸国が占めています。目標別に見ると、取り組みが進んでいるのは目標1「貧困をなくそう」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」です。反対に、目標2「飢餓をゼロに」と目標15「陸の豊かさも守ろう」に関する取り組みは停滞・後退しています。目標2の背景には、栄養不足に苦しむ人口の増加と太りすぎや肥満人口の増加があります。目標15の背景には、陸上と淡水の生物多様性の喪失が加速しています。多くの国において取り組みが後退している理由の一つが、持続不可能なサプライチェーン（供給連鎖）による生物多様性の喪失や森林の破壊です。さらに、こうした持続不可能なサプライチェーンが引き起こす環境破壊によって将来的な伝染病の可能性が高まる、と報告書は警鐘を鳴らしています。

高所得国は自国の貿易や消費による環境破壊、不公正な租税回避、武器取引などによって途上国のSDGsの取り組みを停滞・後退させていることもあるといわれています。国別に見ると、SDGs指数のスコアが最も上昇した国はコートジボワール、ブルキナファソ、カンボジア。最も減少した国は、ベネズエラ、ジンバブエ、コンゴ共和国。紛争や内戦、そのほかの経済的・社会的理由によってSDGsへの取り組みが後退しています。



Legend: ● SDG achieved ● Challenges remain ● Significant challenges remain ● Major challenges remain ● Information unavailable

上記は日本の達成度を評価したグラフです。赤（5、13、14）は「最大の課題」、オレンジ（2、7、10、12）は「重要課題」、黄色（1、3、6、8、11）は「課題が残っている」、緑（4、9、16）は「達成できている」を意味しています。

日本の最大の課題は、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさも守ろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」。取り組みが後退していると指摘されているのは、重要課題に入っている目標10「人や国の不平等をなくそう」となっています。

新型コロナウイルスとSDGs

先の『サステナブル・ディベロップメント・レポート（持続可能な開発報告書）』の新型コロナウイルス対策について触れておきます。短期的には、最貧国をはじめ世界各国でウイルスのまん延を抑制することを優先させる必要があり、各國政府や国際社会は、脆弱な国や人々のSDGs達成の取り組みにおける悪影響を低減させていかなければなりません。悲惨な人道危機を回避していくために、国際協力とパートナーシップ（連携・協創）が必要になります。発展途上国のために資金調達メカニズムの強化、飢餓のホットスポットへの対処、社会保障の確保、新薬やワクチンの推進等を挙げています。

中長期的には、SDGsと6つの分野における社会変革（教育とスキル、健康と福祉、クリーンエネルギーと産業、持続可能な土地利用、持続可能な都市、デジタル技術）を指針に、かつての地球環境に負担を与える社会に戻すのではなく、より良い復興を目指し、経済を回復させていくことが求められます。

日本医師会とSDGs

それでは日本の民間団体はどのようなビジョンを掲げ、推進しようとしているのでしょうか。公益社団法人日本医師会を例にとって見てみましょう。

2020年9月付け資料、第四次医師会将来ビジョン委員会答申「『Society 5.0』における医師会」<https://www.med.or.jp/nichionline/article/009397.html>を読んでみました。以下引用。

（前略）Society 5.0とは人類が迎える5番目の社会を意味し、Society 1.0は狩猟社会、2.0は農耕社会、3.0は工業社会、そして、現在はSociety 4.0情報社会である。Society 5.0では、AI（Artificial Intelligence：人工知能）やIoT（Internet of Things：モノのインターネット）などの革新技術によって、社会や人の生活が根本的に変わる可能性があるとされている。（中略）政府は、Society 5.0を「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより経済的発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」と定義し、Society 5.0を進めることでSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を達成する「Society 5.0 for SDGs」を掲げている。（中略）

社会的共通資本とSDGsはその礎において共通した理念を持っており、Society 5.0が目指す「人間中心の社会」はその延長線上にある。そして、それは医師会が目指すべき未来と同じベクトルである。日本が国を挙げて Society 5.0 for SDGsを目指すというのであれば、積極的に歩調を合わせ、さらにリードしていくことが、Society 5.0における医師会の役割であると考えるとしている。（引用ここまで）

このような観点から日本医師会は高度なIT化、医療関連ネットワーク、AI、オンライン医療、かかりつけ医などの整備に取り組んでいく目標を提示していると推測されます。

下記は日本柔道整復師会機関紙Feel! Go 2018年1月号に掲載された当時の日本医師会、横倉義武会長の年頭所感からの引用（抜粋）です。

国民皆保険の下、我々医療従事者の献身的な努力があったという事実があります。戦後の経済復興の過程には、国民が安心して仕事をし、生活を送るための基盤として国民皆保険がありました。国連が2016年に開始した2030年に向けての「持続可能な開発目標、SDGs」には「誰一人取り残さない」という国民皆保険に通じる理念があります。1961年に実現した我が国の国民皆保険は50年以上に亘り国民の健康を支え、Universal Health Coverage（UHC）のあるべきモデルとして高く評価されており、何としてもその仕組みを堅持していくかなければならないと考えています。（引用ここまで）

このように健康保険の有用性と堅持についてSDGsの理念と絡めた文章を掲載されています。

ジャパンSDGsアワード

ジャパンSDGsアワードは、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた企業・団体等の取組を促し、オールジャパンの取組を推進するために、2017年6月の第3回SDGs推進本部において創設が決定されました。SDGs達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を、SDGs推進本部として表彰するもので、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関等の広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議構成員から成る選考委員会の意見を踏まえて決定されます。（外務省サイトより引用）

〈表彰の種類及び表彰の対象〉

(1) 極めて顕著な功績があったと認められる企業・団体等

SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）表彰

(2) 特に顕著な功績があったと認められる企業

SDGs 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）表彰

(3) 特筆すべき功績があったと認められる企業・団体等

特別賞「SDGs パートナーシップ賞」

〈第4回表彰企業・団体等一覧〉(令和2年)

【SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）表彰】

・みんな電力株式会社（東京都）：再生可能エネルギーを通じた地域間連携

【SDGs 推進副本部長（内閣官房長官）賞】

・北海道上士幌町：消滅寸前のマチが、SDGs で一転V字回復、アフターコロナに対応できる循環型 Society5.0 のまちへ！

・青森県立名久井農業高等学校 環境研究班：農業高校の視点から環境・農業技術開発

【SDGs 推進副本部長（外務大臣）賞】

・特定非営利活動法人 Support for Woman's Happiness（東京都）：国を超えてラオスの障がい者達と力を合わせて生み出すブランド

・特定非営利活動法人テラ・ルネッサンス（京都市）：アフリカ・アジアでの元子ども兵への支援と日本国内での啓発の両輪で分野を超えた連帯を促進

【特別賞（SDGs パートナーシップ賞）】

・長野 SDGs プロジェクト：教育現場を中心に SDGs を踏まえて行動できる人材を長野県から育てる

・一般社団法人 Waffle（東京都）：女子生徒及び関係者への IT 教育・啓発による IT 分野のエンゲージャップ解消活動

・富士通株式会社（神奈川県）：誰一人取り残さない教育の実現に向けて 5G・VR 等の先端技術を活用した遠隔校外学習プロジェクト

・ふくしま未来農業協同組合：災害とコロナ禍からの食と農を基軸とした復興と「誰も取り残さない」地域社会づくりへの貢献

・株式会社エムアールサポート（京都市）：道路測量情報の見える化とその活用手法による新しい働き方の創出

・阪急阪神ホールディングス株式会社（大阪市）：産・官・市民の協働で走る再エネ 100% 「SDGs トレイン」運行モデル（日本初）の構築と展開

・川崎市立平間小学校：平間プライドをもって自立と共生をめざす～地域と共に平間 SDGs フェス～

・株式会社キミカ（東京都）：漂着海藻を有効活用して付加価値を生み出し、業界トップメーカーとしての地位を確立

昨年度の表彰では京都市の団体、企業が 2 つ選出されています。本アワード評価基準として普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性と説明責任の観点から審査されています。外務省サイトには各々の取り組みについて詳細な説明文書があります。

医療機関とSDGs

さて、医療機関はどのように SDGs に取り組んでいるのでしょうか。調べてみると第2回ジャパン SDGs アワードでパートナーシップ賞（特別賞）を受けている病院がありました。産科婦人科館出張 佐藤病院（群馬県高崎市）です。以下、外務省「第2回ジャパン SDGs アワード受賞団体」資料より引用。

〈取組概要〉

・江戸時代から 12 代続く、全ての女性が健康である社会を目指し、時代に合わせた安心・安全な医療と健康増進サービス等を提供する「女性の生涯にわたる専門病院」を目指す。

・「生涯を通じた女性の健康支援」として女性アスリートへのサポートや「女性の健康教育」としてプレコンセプションケア（妊娠前健康管理）の実践と啓発など、産婦人科を主軸に健康新次世代の創出とライフサイクル全般に通じた女性包括支援を実施。

〈選出のポイント〉

・全ての女性が健康である社会づくりに、女性の生涯にわたる専門病院として貢献。

〈SDGs 実施指針における実施原則（アワード評価基準）〉

- ・普遍性：ライフサイクル全般における女性への包括支援は国内外でロールモデルになり得る。
- ・包摂性：障がいを持つ子どもへの支援基金との連携や障がい者雇用の実施、性犯罪支援者ワンストップ窓口を通じ、包摂的な病院運営を行っている。
- ・参画型：地元企業や大学、NPOと連携して女性健康セミナーなどを実施している。
- ・統合性：健全な病院経営と外部機関との連携活動を通じ社会、環境、経済に配慮した病院運営を行っている。
- ・透明性と説明責任：患者を対象にアンケートをとり、毎月集計・評価し、結果のフィードバックを職員に実施している。

〈貢献する目標〉

1、2、3、4、5、8、9、10、12、13

佐藤病院の場合は女性への支援ということに分野的な特色が出ており、専門的な分析、実践が成されていると考えますが医療界でのSDGsに関する認知度はまだ低いと思われます。しかし、これからSDGsに沿った取り組みをしていく医療機関は増加していくでしょう。行政や教育機関、企業など、他組織とタイアップすることで始まるプロジェクトも出てくると思われます。

地方創生SDGs

地方創生は少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む地域では、くらしの基盤の維持・再生を図ることが必要です。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るために約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されています。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー（利害関係者）間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されます。

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

内閣府では、SDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、広範なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携の場として、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを設置しています。プラットフォームに入会登録するメリットを次の3つ挙げています。

- ①普及促進活動：会員が主催するイベント等の情報をメールマガジン等で発信・受信することができる。
- ②マッチング支援：解決したい課題を持つ会員と、解決策やノウハウを持つ会員とのマッチングをサポート。
- ③分科会開催：課題の検討、知見の共有、取組の具体化を進め、異分野連携・官民連携による、地方創生に繋がる新事業の創出。

法人格を持つ団体や大学の研究室などが登録申請することができ2021年4月末日現在の登録会員5,324団体となっています。

Ⅱ 本会での取り組み

公益社団法人の要件に通じる公益性のある事業をSDGsの17のゴールと結び付けて理論付けるし、具体的にSDGsに貢献できる事業として組み立てていくことが必要かと思われます。それを実現するためには現事業の分析等から会の内外のプレーンによるプロジェクトを組んで綿密に進めていくことが良策と考えます。SDGsの17のゴールにおいては目標3が本会の業務と直結したものとなります。それ以外の目標においても結果を出せる可能性を見出していくことも大切でしょう。取り組みについては本会ホームページやパンフレット等に掲載することで本会への信赖性やイメージアップにつながると考えます。

とりあえず目標設定をジャパン SDGs アワードに応募するということでも取組を具体化していくことにつながると思われます。たとえ受賞できても賞金・補助金はなく、表彰状のみが授与されます。しかし、受賞することで、当会のことを広く知ってもらえる機会が増えることやその取り組みがロールモデルとなり日本全体に広がっていく可能性を含んでおり業界の活性化につながることになります。

Ⅲ 接骨院、整骨院としての取り組み

例えば各々の施術所において 17 の目標について自院で達成できているかどうかの分析を行います。それによる考察を加え、報告書を作成します。その内容を自院のホームページに掲載したり、パンフレットを作成することによって来院されている方や来院を考えている人々への信頼につながります。このことは可能性の 1 つですが SDGs を通しての取り組みには色々な可能性があると思われます。

あとがき

まだあまり周知されていないと思われる SDGs ですが、色々なメディアで見かけることが増えてきているのも事実ではないでしょうか。これから先の世界環境を考え、より良い未来を築いていくために我々業界でも考えて行かねばならない必須事項ととらえ、記事作成に当たりました。

(広報部 安田優二)

参考・引用文献・サイト

- ・持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組み 外務省 PDF 文書
- ・フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』
<https://ja.wikipedia.org/wiki/>
- ・JAPAN SDGs Action Platform 外務省
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>
- ・「サステナブル・ブランド ジャパン」サイト ニュース 2020-07-01
https://www.sustainablebrands.jp/news/os/detail/1197191_1531.html

学術部

【日頃よく目にする疾患と徒手検査法いろいろ】(肩部編)

(前文) 肩関節の疾患は腰・膝の疾患と並んで多く見受けられるが完全挙上が、不可能な場合が多く、徒手検査を行う事が出来ない状態も多々見受けられる。そのことからも視診・触診も重要なものとなるはずである。そのことを踏まえて視診・触診・徒手検査の 3 つの方法を使ってより精度の高い施術を行うことが重要である。

(視診)

肩の関節は前面・側面・後面の 3 方向から行い、肩関節の骨格形態の異常・筋肉の萎縮・局所の腫脹・発赤・変形などを観察する。

前面及び側面の関節では肩関節・肩鎖関節・胸鎖関節の異常の有無を確認し、後面からは肩甲骨の安静位（第 2 から第 7 肋骨上にあり肩峰は第 3 胸椎に位置する）を確認し、肩甲骨の形態異常を観察する。

(触診)

肩関節の触診は、肩の前面・側面・後面の 3 方向から行い局所の圧痛・知覚異常・位置異常を観察する。視診による異常の確認と触診による確認と合わせることで確定診断の助けとなるステップである。

- ①肩峰下液包
- ②肩鎖関節

- ③鎖骨
- ④胸鎖関節
- ⑤鳥口突起
- ⑥腱板疎部
- ⑦結節間溝
- ⑧上腕骨小結節・大結節・骨頭
- ⑨肩峰
- ⑩三角筋部
- ⑪腋窩
- ⑫肩甲骨（上角・下角・内側縁・肩甲棘）

(検査法)

①スピードテスト⇒上腕二頭筋長頭腱の異常を調べる

患者に前腕を回外、肘伸展位で上肢を前方拳上させ、検者が患者の前腕部に抵抗を加える。

【陽性】結節間溝部の圧痛が増強する。

②ヤーガソンテスト⇒上腕二頭筋長頭腱の異常を調べる

患者に前腕を回外、肘を90°屈曲位にさせて行うスピードテストである。

【陽性】結節間溝部の圧痛が増強する。

③ペインフルアークサイン⇒棘上筋腱・棘下筋腱の異常を調べる

検者は、患者の上肢をゆっくり外転（側方拳上）させる。

【陽性】外転60°～120°の間で疼痛が増強し、それ以外の範囲では疼痛が消失する。

④ドロップアームサイン⇒棘上筋腱・棘下筋腱の異常を調べる

検者が患者の上肢を外転（側方拳上）させて外転90°付近で手を放す。

【陽性】患者が上肢を保持できず、落ちてしまう

⑤リフトオフテスト⇒肩甲下筋腱の異常を調べる

患者は手の甲が背中に接した位置、つまり肩関節内旋位から内旋強制させて手を背中から離す。

【陽性】手を背中から離すことが不可能な場合。

⑥インピンジメントサイン⇒肩峰下滑液包炎・インピンジメント症候群・腱板断裂

検者は患者の肩甲骨を押さえ、肩甲骨の回旋を抑制しながら患肢を他動的に外転内旋させる。

【陽性】疎音と疼痛を誘発する。

⑦ロードアンドシフトサイン⇒前方不安定性を調べる

患者を仰臥位とし患者の前腕を検者の腋に挟みこむ。患肢を外転30°～90°の範囲で、片方の手で肩甲骨を保持しもう一方の手で上肢を掴む。

【陽性】骨頭変位の程度により評価する。

⑧サルカスサイン⇒下方不安定性を調べる

検者は患者の上肢を掴み、下方への牽引力を加える。

【陽性】肩峰と上腕骨頭の間に陥没を認める。

(禁忌)

肩部分の検査法に関しては、実行する上での必須条件として肩関節、肘関節、肩甲骨の運動性の確保が必要となるが、実際の臨床現場において肩関節の疼痛、拘縮、可動域制限が重篤な状態で存在することも多く、検査実施の障害となることが多く見受けられる。このような場合は先に述べた視診・問診を丁寧に行うことで、患部を更なる重篤な状態に追い込むことを回避することが可能となるだろう。正確な症状名の決定はその後の数回の施療でしっかりと判断すれば問題はないであろうと考える。

(学術部 中森稔博)

「高齢化社会」を迎えて（その2） —「終活」の具体的進め方—

弁護士 薦田純一

前回は、「終活の勧め」と題して、一般的に、「エンディングノート」や「遺言」、「成年後見制度」や「任意後見契約」、「家族信託」などについて取り上げて概説してみましたが、今回は逆の方向から、すなわち身近な具体事例を踏まえて、こんな場合には、どんな契約や制度を選択したり、利用したら良いのかという側面から検討してみたいと思います。その方がより実践的ではないかと思います。

1 それでは、まず、一人暮らしの高齢の女性Aさんの場合について見てみましょう。Aさんは、数年前に長年連れ添った夫Bさんを亡くして、現在は、夫B名義のままになっている「自宅」（木造2階建ての建物とその敷地）に一人で住んでいます。夫Bさんからは、預貯金のほか、賃貸中の貸家や株式などの遺産を相続しています。ところが、最近になってAさんは、高齢のために「物忘れ」が増えてきたと感じているほか、以前から膝が痛くて2階に上がることは殆ど出来ていませんでしたが、最近ではちょっとした段差でも躊躇して転んでしまうようになりました。そうは言っても子供達は遠方に居住しているし、親戚との関係も疎遠となってしまっているので、Aさんは、日常の買い物や、預貯金の引き出しなどにも不自由するようになりました。こんなAさんを支援するためには、どうすれば良いでしょうか？

(1) このAさんには、多少の「物忘れ」があるようですが、いまだ「判断能力」自体には問題が無いようでしたら、信頼できる弁護士などの専門家と「ホームローヤー契約（見守り契約）」をすると同時に、法的な問題について相談したり、現在の財産に関しては「財産管理委任契約」を結んだり、将来のためには「遺言書」の作成援助をして貰うことができます。

それとあわせて、将来「判断能力」が低下した場合に備えて、「任意後見契約」も結んでおくと安心です。また、Aさんには、貸家や金融商品（株式）などもあるので、分別管理するために「民事信託」契約を締結することも考えましょう。さらに、「振り込め詐欺」や「悪徳商法」などの消費者被害の危険があるような場合には、「補佐」や「補助」の利用も検討すると良いかもしれません。

(2) ところで、Aさんの「判断能力」や「認知能力」に問題が無いかどうかは、どのようにして判断するのでしょうか？

一般的には、Aさんのように高齢となって身体能力が低下した場合には、居住地を管轄する「地域包括支援センター」や市区町村の「高齢者支援や福祉課」などの窓口に相談することになりますが、ここに所属する「ケアマネジャー」などから「利用可能なサービス」や「入所可能な施設」の

情報を入手することができます。

その際には、まず主治医の意見書などを添付して介護保険認定（要介護状態）を受けることになりますが、その主治医意見書には「長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）」の点数を記載するが推奨されています（国際的に広く用いられている MMSE を使用している病院などもあります）。

この HDS-R の点数が 30 点満点中 20 点以下なら認知症が疑われると言われていますので、例えば A さんが「12 点」しか取れていないような場合には、契約を有効に締結するための前提になる能力（行為能力）が無いと判断されるので、前項で紹介した「財産管理契約」などを締結することが出来ません。

このような場合には、その認知能力の程度に応じて、A さんの居住地を管轄する家庭裁判所に対して、「成年後見人」や「補佐人」、「補助人」の選任申立てをすることになります。

(3) A さんは、現時点ではいまだ、「成年後見人」の選任を申し立てなければならぬほど認知能力は失われてはいないと判断されるので、信頼できる弁護士と 「ホームローヤー契約（見守り契約）」 を締結することにしました。

この「ホームローヤー契約（見守り契約）」というのは、A さんのように、高齢の単身者が心身共に健やかに安定した生活を送れるように、受任者が、A さんに対して、今後の生活設計や財産管理などのアドバイスをすることを目的とする契約です。具体的には、①定期的に A さんの安否や、体調などの確認をするとともに、②受任者が面会等を通じて、財産管理や相続、遺言、介護サービスの利用契約などの法律相談を適宜行い、③「エンディングノート」の作成などの支援をします。特に、定期的に面会をすることによって、郵便物や訪問販売などの名刺や各種の請求書などを確認することで、不当な契約に加入させられてはいないかなどのチェックが出来るでしょう。

(4) また、同時に「財産管理委任契約」も締結しました。

この「財産管理委任契約」というのは、受任者が A さんから通帳などを預かり、代理人として財産を管理する契約で、後述の「任意後見契約」とセットで締結されることが多いようです。これによって、A さんは、水道光熱費の支払いや入院費や施設費などの支払いのほか、賃貸借契約や火災保険契約の更新、介護サービスの利用契約の締結、公的年金や各種給付金の給付手続きなどを受任者に任せることができます。

ただ、銀行などによっては、この契約は単に A さんと受任者との私的な契約に過ぎないと言って、受任者が A さんの代理人として預金の引き出しなどを拒むこともあります。そこで、事前に銀行などに本人と同行して相談し、「代理人の届出」などをしておくことが必要になることがあります。

(5) さらに、A さんは、将来「認知症」の進行などによって、自分の「判断能力」が低下した場合に備えて、「任意後見契約」の締結も検討しています。この「任意後見契約」というのは、どのようなものでしょうか？

この制度に関しては、前回も概略を説明したところですが、確かに、「法定後見制度（成年後見や保佐、補助）」に比べて、利用件数は極めて少ないことも事実です。

しかし、Aさんも検討しているとおり、自分の「判断能力」が低下し、自分では判断できなった場合に備えて、予め信頼できる弁護士などと「任意後見契約」を締結しておいて、「自分の生活や療養監護、財産管理」について、自分が希望するような処理方針で処理してもらうために「代理権」を与えておくことができるという意味では、とても有用な方法だと思います。

というのは、「成年後見人」は家庭裁判所が選任するので、誰が「成年後見人」に選任されるか分からぬまでも、その時点ではAさんの判断能力は不完全になってしまっているので、自分の希望どおり処理されるかどうかは不明ですし、本来成年後見人は、「現状維持」的な処理しかできませんので、金融商品などの「運用」等は出来ません。しかも、必要があって「居住用の自宅」を売却しようとしても「家庭裁判所の許可」が必要とされる（民法859条の3）などの制限があるからです。

ただ、上記の「任意後見人」の代理権限が発効するのは、Aさんの判断能力が低下した段階で、家庭裁判所に「任意後見監督人」の選任を申立て、「任意後見監督人」が選任されて初めて発効することになる（任意後見契約に関する法律第2条1号）、すぐに任意後見人が代理行為を始めることが出来ない点は注意が必要です。それまでは前述の「ホームローヤー（見守り）契約」や「財産管理契約」が必要な訳です。

- (6) また、Aさんは、自分が亡くなった後の葬儀・納骨のことや、飼っているペットの処遇なども気がかりです。

このような場合には、「死後事務委任契約」の締結をしておくことを勧められましたが、どうでしょう？

葬儀や納骨に関しては、夫Bが亡くなった時に、近所のお寺にお願いをしてお墓を建て、そこに納骨しましたので、Aさんもそこに納骨して欲しいと考えています。子供達は遠方に居住しており、お墓のことなどを頼むことは憚られますので、ご住職にお願いをして「永代供養料」をお納めし、お葬儀の式次第もご住職にお願いし、納骨のこともお願いしてきました。

もしAさんが認知症などで施設に入所した後に亡くなった場合には、ご遺体の引き取りやお葬儀、納骨の手配などは、「死後委任契約」を締結した受任者に依頼しておくほかないでしょう。

ただ、ここで、問題なのは、民法は、「委任契約」は、「当事者の一方の死亡」によって終了するとしている点です（民法653条第1号）。しかしこの点については、最高裁判所の判例があり（平成4年9月22日・金法1358・55）、このような「死後委任契約」は、「委任者の死亡によっても当然に同契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のものであり、652条の法意はこのような合意の効力を否定するものではない。」として「死後委任契約」の効力を維持しています。

以上

会員の動静

新入会員紹介

前田秀朗 (右京支部)
(6月入会) まえだ鍼灸整骨院
〒616-8171
京都市右京区太秦
青木ヶ原町6-19
Tel: 075-862-2142



退会

3月 除門悟 (左京支部)
3月 藤本知博 (左京支部)
3月 清水憲雄 (右京支部)
3月 田村治夫 (乙訓支部)
4月 岡本敏史 (中京支部)
4月 吉村めぐみ (右京支部)
5月 菅野泰二郎 (右京支部)

掲示板コーナー

京柔整カレンダー

		柔整関係	京都の行事
8月	7日(土) ~10日(火)		五条坂陶器まつり (開催中止)
	16日(月)		五山送り火
9月	3日(金)	京柔整会報161号 投稿締め切り	
10月	20日(水)	京柔整会報161号 発刊	
	22日(金)		時代祭

毎月、第3土曜日に保険説明会が開催されます。(詳しくは事務局まで問い合わせてください)

編集後記

SDGsの記事はご覧いただけましたでしょうか。本文では17の目標を紹介しましたが、169のターゲット、232の指標についても、ぜひお目通しください。企業や団体だけが取り組むだけのものではなく、個人レベルでも十分に意識すべき事柄が列記されています。まずは施術所を「こども110番のいえ」に登録してみてはいかがでしょうか。

森田康裕

今年の5月16日に近畿・東海地方で梅雨入りが発表された。近畿地方では観測史上最も早くかたったという。ところが関東甲信ではこれを書いている6月13日でもまだ梅雨入りしていない。梅雨入りが早くなった原因としてはインド洋付近の海面水温が平年より高く、偏西風を北側に押し上げ、蛇行して流れ、太平洋高気圧が例年より強く張り出し、梅雨前線を本州付近に押し上げているからであるという。地球を取り巻く気象状況は変化し続けており、われわれ人類にはなすすべはない。穏やかであれと願い、母なる地球上に思いを寄せたい。(6月14日に関東甲信が梅雨入りしたとの報道がありました。) Yuji

マスク顔で好印象を得るのは大変だ。印象よくするには笑顔と声が重要です。人が笑顔になると、目尻が下がり、目が細くなるものである。マスクを付けていて口元を見せられない分、目尻を下げ大きさに目を細めると、目元の変化だけで笑顔を感じやすくなる。声を好ましくするには、やや高めの抑揚のある話しがポイントだ。人は、低い声よりもやや高めの声に好感を持ちやすく、また、棒読みよりも抑揚のある話しつ方に好感を持ちやすいと言われている。まだしばらくはマスクを付けることを求められることになる。少しでも良い印象になるよう、目元と声を意識していきたい。

けんじ

今号が発刊される頃には、65歳以上の新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種もいきわたり、65歳以下の接種も進んでいる時期と思われます。そして、一年越しのTOKYO2020オリンピック・パラリンピックも7月21日から競技が始まっている事でしょう。さて、前国会では「デジタル改革関連法」が可決され、9月にデジタル庁が創設されます。京都府柔道整復師会でもデジタル化を加速していく必要があると思われます。広報部も本会のデジタル化に取り組んで参ります。ご協力ご意見をよろしくお願ひいたします。

☆nakatoshi☆

次号 投稿しめ切り 9月3日

京柔整会報 機関誌 160号

令和3年7月20日

発行者 公益社団法人 京都府柔道整復師会

会長 長尾 淳彦

編集責任者 広報部長 中川 稔貴

発行所 京都市右京区西京極新明町6番地

☎ 京都(075)325-0414
(広報部)

印刷所 株式会社 幸伸

京都市下京区中堂寺庄ノ内町1-131

TEL.(075)314-2251

FAX.(075)314-5177



スポーツ × 医療

「人の役に立ちたい」
～その想いに応える学び～

- 中学・高校保健体育一種免許状取得可能 *星槎大学との協定による
○明治国際医療大学認定資格「メディカルアスレチックトレーナー」育成

こころ和らぐ医療を創造する

明治国際医療大学

〒629-0392 京都府南丹市日吉町

TEL 0771-72-1188(入試事務室) FAX 0771-72-1189

URL <https://www.meiji-u.ac.jp>



看護学部
看護学科

保健医療学部
柔道整復学科 救急救命学科

鍼灸学部
鍼灸学科

誰かの支えになる喜び、アスリートを支える医療人へ

明治東洋医学院専門学校

〒564-0034 大阪府吹田市西御旅町 7-53

TEL 06-6381-3811 FAX 06-6381-3800

URL <https://www.meiji-s.ac.jp>



専門学校 HP は
コチラ!!

鍼灸学科 [医療専門課程3年制]

柔整学科 [医療専門課程3年制]

刺さない
鍼
ソマセプト・ミオ と ソマレゾン・ヘム の貼り方

オンラインセミナー

2022 総会 のお知らせ

2022 2/20日 13:00~16:00 場所: 一般参加者はオンライン参加
※申し込み、詳細については左記QRからお願いします

今後のセミナー予定 (全て日曜日 14時~16時)
※特別企画のみ10時~12時

参加費 無料
5/16, 6/20, 6/27, 7/4, 8/1, 9/5, 10/3, 11/7, 12/5, 1/9, 3/6

5/16 肩関節周囲炎 6/20 膝痛 6/27 小野先生とのセミナー
日 14時~16時 日 14時~16時 日 10時~12時 「実演セミナー!鍼灸師と理学療法士による実践的痛みケア~予防ケアと予後ケアの相乗効果~」

7/4 腰痛 8/1 肩関節周囲炎 9/5 ストレートネック 10/3 テニス肘
日 14時~16時 日 14時~16時 日 14時~16時 日 14時~16時

11/7 ゴルフ肘 12/5 手根管症候群 1/9 肩こり・首の痛み 3/6 膝痛
日 14時~16時 日 14時~16時 日 14時~16時 日 14時~16時

コロナ 対策 お家でセミナーが聞けます!! 地域疼痛ケア 協会HP

地域疼痛ケア協会 主催 / 東洋レヂン株式会社 協賛

